

「あおりEV・PHV関連ビジネス研究会会則」

(名称)

第1条 本研究会は、「あおりEV・PHV関連ビジネス研究会」と称する。

(目的)

第2条 本研究会は、EV・PHV関連分野におけるビジネスモデルの調査研究を産学官金が一体となって取り組むことにより、青森県におけるEV・PHV関連分野の事業化を促進し、もって関連産業の振興を図ることを目的とする。

(調査研究)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる調査研究を行う。

- (1) 青森県の地域特性を踏まえたEV・PHV関連分野におけるビジネスモデル
- (2) 青森県におけるEV・PHV関連分野における事業化手法
- (3) その他EV・PHV関連分野における事業化の促進に必要な事項

(会員、入会金及び会費)

第4条 本研究会の会員は、本研究会の目的に賛同する者とする。

- 2 入会金及び会費は無料とし、かかる経費は自己負担とする。

(入会・退会)

第5条 新たに本研究会へ入会しようとするものは、所属、役職、氏名、メールアドレス、電話番号を記載の上、電子メールで事務局に提出するものとする。

- 2 会員が退会しようとするときは、退会する旨を電子メールに記載し、事務局に提出するものとする。

(会長)

第6条 本研究会の会長は、青森県エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課長とする。

- 2 会長は、本研究会の開催のため、必要に応じて会員を招集する。

(設置期間)

第7条 本研究会の設置期間は、平成25年3月31日までとする。

(分科会)

第8条 本研究会に必要なに応じて分科会を設置することができる。

(事務局)

第9条 本研究会の事務を処理するため、青森県エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課に事務局を置く。

(情報管理)

第10条 事務局は、個人情報の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう当該事務に係る個人情報を適正に取り扱うものとし、本研究会の運営のために必要な利用に限定する。また、事務局から本運営等に関する委託を受けた業者以外の第三者に個人情報を提供しない。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、本研究会の運営に関し必要な事項は別に定める。